

**環境保全型農業直接支払交付金
埼玉県 最終評価報告書**

I 都道府県における環境保全型農業推進の方針等

本県では、令和3年3月に改訂した「埼玉県エコ農業推進戦略」において、本県において実施される、環境負荷軽減を図った環境にやさしい農業全般を「埼玉エコ農業」と定義し、推進することとしており、有機農業や特別栽培農産物に取り組む生産者の支援を行っている。

国における「みどりの食料システム戦略」の策定を踏まえて、県では令和4年度に新規事業を立ち上げ、有機農業関係者のプラットフォームを整えるとともに、有機農業に地域ぐるみで取り組む市町村等を支援している。

II 取組の実施状況

1 支援対象取組の実績

項 目		R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 見込み	
実施市町村数		16	19	20	24	
実施件数		32	33	37	42	
交付額計（千円）		16,631	18,286	22,086	23,988	
実施面積計（ha）		165	185	219	237	
取 組 別 実 績	有機農業	実施件数	23	24	29	33
		実施面積（ha）	118	126	156	169
		交付額（千円）	14,108	15,116	18,896	20,410
	堆肥の施用	実施件数	6	4	4	4
		実施面積（ha）	18	18	16	15
		交付額（千円）	806	785	694	649
	カバークロープ	実施件数	8	10	9	11
		実施面積（ha）	29	38	40	47
		交付額（千円）	1,717	2,290	2,371	2,826
	リビングマルチ	実施件数	0	1	1	1
		実施面積（ha）	0	3	2	2
		交付額（千円）	0	96	79	66
	草生栽培	実施件数	0	0	0	0
		実施面積（ha）	0	0	0	0
		交付額（千円）	0	0	0	0
	不耕起播種	実施件数	0	0	0	0
		実施面積（ha）	0	0	0	0
		交付額（千円）	0	0	0	0
長期中干し	実施件数	0	0	1	0	
	実施面積（ha）	0	0	1	0	
	交付額（千円）	0	0	4	0	

秋耕	実施件数	0	0	2	2
	実施面積 (ha)	0	0	5	5
	交付額 (千円)	0	0	41	37
冬期湛水管理	実施件数	0	0	0	0
	実施面積 (ha)	0	0	0	0
	交付額 (千円)	0	0	0	0

2 推進活動の実施件数

推進活動		R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 見込み
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動					
	技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布	1	4	4	4
	実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査	1	0	0	0
	先駆的農業者等による技術指導	4	6	6	3
	自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施	0	0	1	2
	ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組	2	2	2	1
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動					
	地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催	10	9	11	14
	土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定	9	10	9	12
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動					
	耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	2	3	4	1
	中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	2	3	4	3
	農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用	5	6	8	9
	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合				0
	その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施	1	1	0	0

3 都道府県が設定した要件等

(1) 実施要領第4の1の(1)のイにより都道府県が設定した堆肥の施用量及び交付単価

堆肥の種類	対象作物	10アール当たりの施用量	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)

(2) 実施要領第4の1の(9)により都道府県知事が特に必要と認めた取組

取組名	取組の概要	
	対象地域	
	対象作物	
	10アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	

(3) 実施要領第4の2の(4)により設定された化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例

作物名	対象地域	設定された特例の内容

(4) 実施要領第4の3により設定された、地方公共団体が定める地域独自の要件

地方公共団体	独自要件の内容

Ⅲ 環境保全効果等の効果

1 地球温暖化防止効果

全国共通取組の有機農業・堆肥の施用・カバークロープ・リビングマルチ・草生栽培・不耕起播種・長期中干し・秋耕は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第2期中間年評価(令和5年3月)において地球温暖化防止効果が評価されている。

これらの取組の面積は令和2年度の165haから令和4年度には219haに増加しており、地球温暖化防止に資する取組の面積が拡大している。

2 生物多様性保全効果

全国共通取組の有機農業の取組は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第2期中間年評価（令和5年3月）において生物多様性保全効果が評価されている。

これらの取組の面積は令和2年度の118haから令和4年度には156haに増加しており、生物多様性保全に資する取組の面積が拡大している。

なお、面的にまとまった取組等による生物多様性保全効果を検討するため、令和3年度に本県で生物多様性保全効果の現地調査を実施し、以下の結果が得られている。また、全国の調査結果を踏まえた生物多様性保全効果の検討結果が国の中間年評価において示されている。

【令和3年度調査結果】

国の調査実施要領により調査対象とされた有機農業の水田の取組について、「鳥類に優しい水田がわかる生物多様性の調査・評価マニュアル」による指標生物の調査を行った結果、総合評価では明瞭な差が表れなかった。原因として有機農業実施ほ場が深水管理を行っていた影響で、サギがあまり飛来せず、サギ類調査のスコアが低かったためだと考えられる。

また、面的にまとまっているか否かに関わらず、有機農業実施ほ場では植物調査のスコアが高い傾向となった。

アシナガグモ類調査はスコア上では差が表れなかったが、慣行栽培ほ場ではクモ類以外の生物がほとんどすくい取り網に入らなかった一方で、有機農業実施ほ場ではすくい取り網の中にバッタやカマキリなど多様な生物が入っており、生物多様性の豊かさが確認された。

	面的なまとまり有				面的なまとまり無			
	有機農業		慣行栽培		有機農業		慣行栽培	
	ほ場1	ほ場2	ほ場1	ほ場2	ほ場1	ほ場2	ほ場1	ほ場2
サギ類	0	0	2	0	0	0	1	2
アシナガグモ類	0	0	0	0	1	1	0	1
指標植物	1	1	0	0	2	2	0	0
総合評価	B	B	A	B	A	A	A	B

3 その他の効果

埼玉県で主に取り組まれている有機農業やカバークロープ、リビングマルチの取組面積は令和2年度から令和5年度で71ha増加しており、緑肥による土壌保全や土づくりに資する取組が推進されている。

環境保全型農業取組生産者により、消費者対象の田植え体験や稲刈りボランティア等を開催し、生産者と消費者の交流が図られることで、環境保全型農業の理解促進に寄与している。

IV 事業の評価及び今後の方針

事業の評価

県内の取組面積は令和2年度と比較して72ha(43.6%)増加しており、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動が県内で着実に推進されている。第2期における取組面積の増加の主な要因は、取組市町村が増加したことであり、既存取組団体の取組面積拡大で、主に有機農業・カバークロップの取組面積が増加したことである。

環境保全型農業の取組の拡大に向け、①既存取組農業者の取組の更なるレベルアップ、②慣行栽培農業者・新規就農者の環境保全型農業への転換、③県内各地域の気候や作物に応じた化学肥料・化学合成農薬低減技術の確立及び普及が課題となっている。

また、有機農業において、有機農家はリスク分散のため少量多品目の経営が多く、個人取引が主流となってしまうという流通販売面の課題もある。

今後の方針

環境保全型農業の取組の拡大に向け、環境保全型農業の取組による経費負担を軽減する本交付金をより多くの市町村・団体が活用できるよう、説明会において、周知や事業推進を行う。

また、①既存取組農業者の取組の更なるレベルアップ、②慣行栽培農業者・新規就農者の環境保全型農業への転換、③県内各地域の気候や作物に応じた化学肥料・化学合成農薬低減技術の確立及び普及の各課題に応じた施策に取り組み、環境保全型農業を推進する。

①既存取組農業者の取組の更なるレベルアップを図るため、県主催での研修会の開催や農業者自身が課題解決のために開催する研修会の支援を行い、農業者が有機農業の技術を習得できる機会を設ける。

併せて、環境保全型農業の技術や有機JAS認証の取得について指導及び助言できる人材の育成に努める。

②慣行栽培農業者・新規就農者の環境保全型農業への転換を図るため、先進の取組事例や環境保全型農業に係る栽培技術等についてホームページ等で紹介、情報発信する他、農林振興センター職員等による技術の普及指導に取り組む。

③県内各地域の気候や作物に応じた化学肥料・化学合成農薬低減技術の確立及び普及に向け、技術実証ほを設置し、実証結果は農業者向けの講習会等で周知し、普及指導員等を通じて技術の普及を図っていく。

また、環境保全型農業に取り組む農業者のニーズを的確に把握し、試験研究に反映させるよう努め、得られた成果については研修会等を通じて広く情報提供を行う。

その他、有機農業者の流通販売面の課題を解決するため、有機農業や有機農産物等に関心のある生産者、消費者、流通業者など様々な立場の人が集える場である「埼玉県有機農業プラットフォーム」により、他業種との繋がりを作り、情報交換を促進していく。また、商談会への出展支援を行い販路拡大の機会を設けることで、流通販売面の課題解決につなげていく。